

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丁運発第144号
令和7年3月21日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

運転免許証への旧姓記載等の運用について(通達)

運転免許証への旧姓記載等については、「運転免許証への旧姓記載等の運用について(通達)」(令和元年11月27日付け警察庁丁運発第169号)に基づき運用されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行に伴い、免許情報記録個人番号カード(以下「マイナ免許証」という。)への記録に関する規定が整備されたことから、下記の通り、所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 制度概要

免許を受けている者又は免許を受けようとする者の申出により、免許証への旧姓の記載若しくは免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除又はマイナ免許証への旧姓の登録若しくはマイナ免許証に登録された旧姓の変更若しくは削除(以下「旧姓記載等又は旧姓登録等」という。)を行うものとする。

2 運転免許証への旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

ア 免許証の交付、再交付又は更新を伴う場合

免許証の交付、再交付又は更新(特例更新を含む。以下同じ。)(以下「交付等」という。)を受けようとする者が、併せて当該免許証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添のとおり、免許証表面の氏名欄に旧姓を記載するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 旧姓を使用した氏名：東京花子〇〇公委」と記載した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

(2) 旧姓の変更方法

ア 免許証の交付等を伴う場合

免許証の交付等を受けようとする者が、併せて免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内

は旧姓を使用した氏名「〇〇公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 変更後の旧姓を使用した氏名：東京花子「〇〇公委」と追記した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

(3) 旧姓の削除方法

免許証に旧姓の記載を受けた者が当該免許証から旧姓の削除を希望する場合には、免許証の更新時等にその旨を申し出ることにより、旧姓が削除された免許証の交付を受けることができることとする。

なお、免許証の更新を待たずして当該免許証から旧姓の削除を希望する者にとっては、免許証の再交付の手续により、旧姓が記載されていない免許証の再交付を受けることができることとする。

3 マイナ免許証における旧姓の登録等について

(1) マイナ免許証における旧姓の留意点について

旧姓の登録又は変更の手续を行った場合、運管システムに旧姓が反映され、登録を行った者はマイナポータル上で旧姓を確認することができる。しかし、マイナ免許証は特定免許情報に氏名が記録されないことから、券面及び特定免許情報記録には変更が生じないことに留意が必要である。

(2) 住所変更ワンストップサービス等による旧姓の登録、変更又は削除

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第21条の14第1項に定める措置を行えば、市区町村において、旧姓の登録、変更又は削除の届出を行う都度、自動的に運転者管理システム上の旧姓の情報が変更され、当該利用する者による操作は不要となる。

4 申請書

旧姓記載等又は旧姓登録等の申出に当たっては、既存の申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を適宜活用することとされたい。

5 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等又は旧姓登録等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、免許証の記載事項の変更の届出の手续を規定した道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第2項第1号に準じる形で、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示させ、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードの提示を要しない。

6 手数料

旧姓記載等又は旧姓登録等に係る手数料については、記載事項の変更の届出と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等又は旧姓登録等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続については従来通り手数料を徴収する必要がある。

7 運用開始日

令和7年3月24日

